

令和3年度8月補正予算案（その2）の概要

新型コロナウイルス感染症対策として、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	8月補正その2	8月現計予算額	(参考) 3年度8現/ 2年度8現
一般会計	24,707.46	385.71	25,093.17	118.2
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	46,675.74	385.71	47,061.46	106.6

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	8月補正その2	8月現計予算額
国庫支出金	6,375.60	370.13 [*]	6,745.73
繰越金	0.11	15.58	15.69
その他	18,331.75	—	18,331.75
計	24,707.46	385.71	25,093.17

※ 国庫支出金は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・協力要請推進枠分 : 242.82 億円
- ・即時対応分 : 56.12 億円
- ・事務費分 : 4.77 億円
- ・事業者支援分 : 66.41 億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 抗原検査キットの園児・児童等への配布 11億7,951万円

新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢となっていない園児や児童等における感染拡大を防止するため、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校を通じて抗原検査キットを配布する。

<概要>

配布対象	ワクチン接種の対象年齢となっていない園児や児童等（約77万人）のいる家庭
配布数	約185万キット（2キット/人）
配布開始日	令和3年9月初旬以降、学校等を通じて順次配布予定

[健康医療局医療危機対策本部室感染症対策担当課長 電話 045-285-0559]

○ 県からの要請に応じた事業者に対する協力金 300億9,871万円

緊急事態措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されたことを踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対して、協力金を支払う。

<営業時間の短縮要請の期間等>

区 域	県全域
要請期間	令和3年9月1日から9月12日まで
協力金 申請受付 開始時期	要請期間終了後を予定

・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等向け・第14弾）

281億2,515万円

対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む
事業所数	40,000事業所
要請内容	【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等】 ・終日休業 ※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む ※酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く
	【酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等】 ・5時から20時までの時短営業 ※「感染防止対策取組書」の掲示やマスク飲食の推奨が交付要件
交付金額 (1日・1店舗)	【中小企業】 前(々)年の1日当たりの売上高 ・10万円以下の店舗 ⇒ 4万円 ・10万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 左記売上高×0.4(上限10万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 10万円 【大企業】 ・前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4(上限20万円) ※中小企業も大企業の方式を選択可

・大規模施設等に対する協力金（第5弾）

19億7,356万円

	大規模施設（1,220事業所）	テナント・出店者（5,500事業所）
対象者	特措法第24条第9項に基づく、時短要請を行った1,000㎡超の施設 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件
要請内容	5時から20時までの時短営業 ※イベント開催の場合は5時から21時まで ※生活必需物資を除く	
交付金額（1日）	【自己利用部分】 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額 【テナント等把握管理分】 （10店舗以上の場合） 「時短営業したテナント数に2千円/日を乗じた金額」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額	【テナント・出店者への協力金】 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額 【映画館への加算分】 「常設スクリーン数に2万円/日を乗じた金額」に 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」を乗じた金額

[産業労働局中小企業部中小企業支援課課長代理 電話 045-285-0649]

○ 酒類販売事業者等支援給付金

8億4,351万円

「酒類提供の停止」要請により売上に大きな影響を受けている酒類販売事業者等を特に支援するため、国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大する。

<概要>

支援対象者	前(々)年比の7月、8月、9月の売上が15%以上減少した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等			
支援対象期間	令和3年7月から9月まで			
支援内容				
	売上減少率 (対前(々)年同月比)	月次支援金(国)	支援給付金(県)	合計(上限額)
加算	90%以上	法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:60万円/月 個人:30万円/月	法人:80万円/月 個人:40万円/月
	70%以上 90%未満		法人:40万円/月 個人:20万円/月	法人:60万円/月 個人:30万円/月
	50%以上 70%未満		法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:40万円/月 個人:20万円/月
対象者の拡大	30%以上 50%未満	—	法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:20万円/月 個人:10万円/月
	2ヵ月連続 で15%以上			

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

○ 中小企業者等支援給付金（酒類販売事業者等除く）

64 億 5,000 万円

国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算する。

<概要>

支援対象者	前(々)年比の7月、8月、9月の売上が50%以上減少した中小企業者等 (酒類販売事業者等除く)
支援対象期間	令和3年7月から9月まで
給付額(定額)	中小法人：5万円/月、個人事業者：2.5万円/月

※月次支援金とは

令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、事業の継続・立て直しなどを支援するための国による給付金。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者
(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店

アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、
美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者

学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者

病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者

スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者

ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

6 経営コンサルタントや士業など

専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

提供している事業者

8 映像・音楽・書き物のデザイン・

制作などを行う事業者

9 飲料や食料品の卸売を行っている

事業者

10 農業や漁業を営んでいる事業者

(経済産業省リーフレットより抜粋)

給付額

=前年又は前々年の基準月の売上ー今年対象月の売上
(中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月)

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長

三澤

電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川

電話 045-210-2252